

農耕トラクターなどの小型特殊自動車にはナンバー登録が必要です

乗用装置がある農耕作業車（トラクター、コンバインなど）、フォークリフトなどの小型特殊自動車は、軽自動車税（種別割）の課税対象となり、公道を走らない場合や、現在使用していない場合でも、所有していることで課税の対象となります。

そのため、市に申告し標識（ナンバープレート）の交付を受ける必要があります。

新車で購入された方、標識（ナンバープレート）がない農耕作業車、小型特殊自動車を所有している場合は、税務課または各支所で手続きを行ってください。

● 小型特殊自動車（市へ申告が必要な車両）

	種類	要件
作農車	<ul style="list-style-type: none"> 農耕トラクター 農業用薬剤散布車 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 刈取脱穀作業車（コンバイン） 田植え機 <p>※大きさや排気量の制限はありません。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> フォークリフト タイヤ・ローラ グレーダ 国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車および 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ショベル・ローダ ロード・ローダ <p>※最高速度 15km/h 以下 ※全長 4.7m 以下 ※全幅 1.7m 以下 ※全高 2.8m 以下 ※排気量の制限はありません。</p>

● 申告（登録）に必要なもの

- 販売証明書または譲渡証明書（車名、車台番号、排気量などが記載されているもの）
- 要件を満たすことが確認できる資料（製品カタログなど）

問い合わせ 税務課 ☎ 22-2215 FAX 22-2247

ブックスタート事業 「読み聞かせボランティア」募集

ブックスタート事業とは「絵本を開くことで、誰もが楽しく、赤ちゃんとゆっくり心ふれあうひとときを持てるように」との願いを込め、毎月1回実施される市の4ヶ月児健診の際に、赤ちゃんに読み聞かせを行い「絵本」と「赤ちゃんが絵本を楽しむ体験」をプレゼントする事業です。

赤ちゃんへの読み聞かせを行うボランティアを経験の有無を問わず募集します。

募集人数 12人程度

実施回数・時間 1人あたり年間3回、
1回約2時間（午後1時～3時）

申込方法 郵送または持参

※申込用紙は、こども未来課および各支所（川島・山川・美郷）に設置しています。 市ホームページからもダウンロードできます。

申込期限 3月7日㈮まで

問い合わせ こども未来課
☎ 22-2266 FAX 22-2245

令和7年度奨学金貸与申し込み

修学の機会を確保し、人材を育成することを目的に奨学金貸与の制度を設けています。希望する方は申請してください。

貸与要件 次の①～③の要件に該当する方。

- 市内に2年以上住所を有する方の子（父・母ともにいない方は、本人が市内に住所を有すること）であること。
- 4月から高等専門学校（第4・5学年）や大学（短大）に在学（進学）する見込みの方（例外規定あり）。
- 経済的理由により修学が困難な方。

申請受付期間 3月3日㈪～31日㈫

※申請様式などは学校教育課（東館3階）または各支所（川島・山川・美郷）に備え付けています。

※詳しくは問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。



問い合わせ 学校教育課
☎ 22-2273 FAX 22-2270



「パワー・デイ」参加者募集

運動習慣をつくりましょう！

対象者 市内在住の65歳以上の方で、介護保険サービスを利用していない方

※1年以上期間が空いている場合は再度利用申請ができます。

利用期間 4月～6月

利用コース・運動の内容

【水中運動（入門・向上）コース】

温水プールで歩行を中心とした水中運動

【マシントレーニング（入門・向上）コース】

トレーニング機器などを使用した運動

実施場所 健祥会吉野川リハビリセンター
(川島町川島106番地2)

☎ 26-3010 FAX 26-3011

※見学も歓迎しています。

利用料 250円／1回

利用限度 各コース週1回

※申請書は、長寿いきがい課（本館2階）、各支所（川島・山川・美郷）、健祥会吉野川リハビリセンターにあります。申請には印鑑が必要です。

申請締切 3月14日㈮

問い合わせ 長寿いきがい課
☎ 22-2264 FAX 22-2260

水道水の濁りの原因と対応のお願い

水道工事による断水や、火事で消火栓を使用した場合、水道管の中を流れている水の速さや方向が変わることなどにより、濁り水（赤水）が発生することがあります。

また、水の流れる圧力が急激に変化することにより、水に溶け込んだ空気が気泡となり、白く濁つて見えることがあります。

水が濁っている場合、通常はしばらく流し続けるときれいになりますが、戻らない場合は、水道課（東館1階）まで連絡してください。

問い合わせ 水道課
☎ 22-2256 FAX 22-2254

在宅で高齢者を介護している家族の皆さんへ

◆家族介護用品支給事業

在宅で高齢者を介護している家族に介護用品給付券を交付します。

紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋などの介護用品を支給します。

支給要件

①要介護者が65歳以上で、要介護4または要介護5に認定されていること。

②在宅であること。
(施設入所、入院の期間は非該当)

③生計を同じくする方全員が住民税非課税であること。

支給限度額 1カ月あたり6,250円まで

※利用決定する前に購入しているものには利用できません。

申請方法 長寿いきがい課（本館2階）、または各支所（川島・山川・美郷）へ申し込みください。

※在宅介護をしている旨の民生委員の証明などが必要です。

※詳しくは問い合わせください。

◆家族介護慰労事業

在宅で高齢者を介護している家族に対し介護慰労金を支給する事業です。

支給要件

上記の家族介護用品支給事業の支給要件①から③に加え、④過去1年間に介護保険サービスを利用していないこと（年間1週間程度の短期入所生活介護の利用は除く）の要件を満たし、継続して介護にあたっている家族。

支給金額 年額10万円

申請方法 長寿いきがい課（本館2階）、または各支所（川島・山川・美郷）へ申し込みください。

※在宅介護をしている旨の民生委員の証明などが必要です。

※詳しくは問い合わせください。

問い合わせ 長寿いきがい課
☎ 22-2264 FAX 22-2260